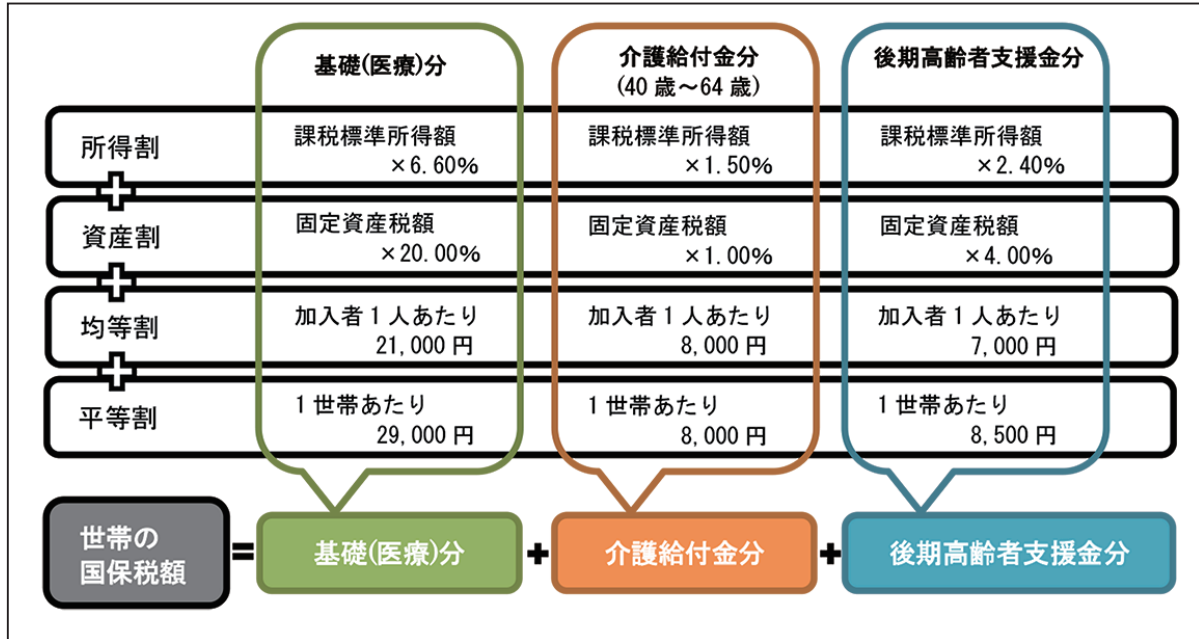


国民健康保険税の改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税（国保税）を改正しました。

○国保税の算出方法

国保税は「基礎（医療）分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



○改正の概要

今回の改正の要点は、「賦課（課税）限度額の引き上げ」と「未就学児の均等割保険税の軽減」です。

1 賦課（課税）限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、基礎（医療）分の限度額を2万円、後期高齢者支援金分の限度額を1万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎（医療）分	63万円	65万円	2万円
介護給付金分	17万円	17万円	据え置き
後期高齢者支援金分	19万円	20万円	1万円
合計限度額	99万円	102万円	3万円

2 未就学児の均等割保険税の軽減

令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児の均等割額が5割軽減になります。なお、この軽減を受けるための申請は不要です。

対象となる方は6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者であり、令和4年度については、平成28年4月2日以降に生まれた方になります。

低所得世帯への軽減に該当している場合は、軽減後の均等割が5割軽減されます。

☎ 役場税務課 課税グループ ☎ 01456-2-6184
 総合支所地域住民課 総務・税務・住民グループ ☎ 01457-6-2001

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により保険税（料）の減免が受けられます。

○保険税（料）の減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険税（料）を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険税（料）の一部を減額

※保険税（料）が一部減額される具体的な要件
 世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：審査にあたり、担当職員が電話での内容確認及び資料や同意書等の追加提出依頼を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
 電話による状況確認や追加資料提出にご協力いただけない場合には、調査不能につき申請却下となることもありますので、ご注意ください。

○保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額（A×B / C）に減免割合（D）をかけた金額です。

(A)	×	B	/	C)	×	D
世帯の被保険者全員について算定した保険税（料）額（※1）		世帯の主たる生計維持者の収入が見込まれる収入にかかる前年の所得額		主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額			世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合（※2）

(※1)
 令和4年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期にかかるものが対象です。

減免が決定されるまでの納付について、また減免が認められなかった場合や、減免が決定されたあとの税（料）額について納付が困難な場合は、ご相談ください。

(※2)

300万円以下の場合	全部 (10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1000万円以下の場合	10分の2

問 役場税務課 課税グループ ☎ 01456-2-6184
 役場住民生活課 保険医療グループ ☎ 01456-2-6182